

出来事（2017年2月）

1. 新規の食品添加物の指定

2月の新規指定はありません。

現在、ステアリン酸マグネシウムの使用基準の改正（カプセル剤及び錠剤の形状のいわゆる「健康食品」にも、使用可能とする。）と炭酸カルシウムの使用基準の改正（削除）の手続きが進められています。

一方、アルミニウム含有食品添加物4品目についての食品安全委員会の審議は、厚生労働省からの資料提出待ちとなっており、状況は変わっていません。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤）
- ・カルミン（着色剤）

2. 第9版添加物公定書

パブリックコメント、WTO通報を終え、3月10日の薬事食品衛生審議会添加物調査会で審議される予定です。

3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（25品目）（最終：2016年7月11日）

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（73品目）（最終：2016年6月7日）

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（3品目）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ社）

リパーゼ（JPAo001株、ノボ社）

ホスホリパーゼ（ホスホリパーゼC、PRF株、DSM社）

グルコアミラーゼ（NZYM-BE株、ノボ社）

*ホスホリパーゼCは、リン酸エステル基の直前でリン脂質を切断する酵素群の総称です。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

4. 遺伝子組換え食品・食品添加物の審査手続きの改正

1月17日、食品安全委員会は、遺伝子組換え食品・食品添加物の審査手続きを改正し、厚生労働省が示した4つの条件を満たす場合は、遺伝子組換え技術応用添加物に該当しないとの基準を了承しました。具体的には、高度精製でない場合が該当すると考えられます。

5. 「と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢」の消除

2月13日、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、第1条の「と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢」が消除されました。4月1日から施行されます。

尚、昨年11月に、48か月齢を超える牛1頭が検査されずに出荷されています。

6. 清涼飲料水の成分規格の改正

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの化学物質等の成分規格及び殺菌又は除菌を行うものの化学物質等の成分規格の改正について、2月23日の薬事・食品衛生審議会の食品規格部会で、了承されました。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの化学物質等の成分規格

物質名	現行基準値 mg/L	改正案 mg/L
フッ素	2	2
ホウ素	ホウ酸として30	5
マンガン	2	0.4
アンチモン	基準値なし	0.005

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの化学物質等の成分規格

物質名	現行基準値 mg/L	改正案 mg/L
フッ素	2	2
ホウ素	ホウ酸として30	5
マンガン	2	0.4
アンチモン	基準値なし	0.005

7. 健康増進法 とろみ調整用食品の追加

健康増進法施行規則を改正し、嚥下困難者用食品に「とろみ調整用食品」を追加するための意見募集が行われています。（3月3日まで）

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_170202_0001.pdf

8. 機能性表示食品の届出

消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されている品目を、消費者庁の区分に従って集計すると以下のようになります。

2015年度

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
145品目	162品目	3品目	310品目	6品目

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

2016年度（2017年2月28日現在）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
176品目	259品目	2品目	437品目	0品目

<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

9. 原料原産地表示

昨年11月29日に、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」が公表され、全国で説明会が開催されました。食品業界、消費者団体からさまざまな意見が出さ

れています。トレーサビリティを前提にするとしても、監視体制が整っておらず、実現までにはさまざまなハードルが予想されます。

10. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限)

①福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷が制限されています(3月1日現在)。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

②2月も、新たな出荷制限の設定はありません。(3月1日現在)

11. FDA 着色料としての「野菜ジュース」と「果実ジュース」の規制の明確化

12月13日、米国FDAは、着色料としての「野菜ジュース」と「果実ジュース」の規制を明確化し、パブリックコメントが実施されました(12月14日～60日間)。

紫トウモロコシ、紫イモ、赤キャベウ、赤ビート等は、OK。

紅花、クチナシ、ハイビスカス、Huito fruit (Genipa americana) 等は、NO。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm529497.htm>

12. 米国 GMO 表示

GMO 作物由来の食品については、その旨の表示を義務化する法律が、昨年(2016年)7月」に成立しました。表示の方法・内容については、USDA で検討されます。今後2年以内に結論が出され、その後1年後に表示義務化が施行されるとのことです。(1月24日付け JETO 通商弘報)

13. EFSA 食品中のシトリニンの生成

2月22日に公表されたEFSAのレポートによると、オランダ、イタリア、スペインの共同で、紅麴米、オレンジジュース、パン・シリアル、小麦(粒)、小麦粉、パスタ等に含まれるシトリニンの試験方法の精度確認が実施され、野菜ジュース、果実ジュース、豆からは、検出されなかった(1ppb未満と考えられる。)が、小麦および米由来のシリアルの4～17%の製品から検出され、特に、酵母由来の食品では、1000ppbを超える(最大値:3597ppb)ものもあったとのことです。 <https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1177e>

14. EFSA ローカストビーンガム(E410)の再評価

一般人への安全の懸念はないが、乳幼児用食品への使用については、適切な評価はできなかったとのことです。 <https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4646>

15. 選手が支持することを禁止される企業：全米フットボール協会(NFL)と選手会の声明 商業的関係を持ってはいけない企業名と禁止薬物名等のリストが公表されました。

<http://nflpareources.blob.core.windows.net/mediaresources/files/PDFs/PlayerDevelopment/banned%20companies.pdf>

16. 妊娠中の甘草の摂取による ADHD のリスクの増加

フィンランドで平均年齢 12.5 歳の約 400 名の若者を対象とした研究がなされました。妊娠中の母親が甘草を摂取したことによる思春期の注意欠陥多動性障害（ADHD）の増加との因果関係が指摘されたとのこと。

<http://www.nhs.uk/news/2017/02February/Pages/Does-eating-liquorice-in-pregnancy-raise-the-risk-of-ADHD.aspx>

* 甘草の成分グリチルリチンは、医薬品や食品商品に幅広く使用されています。

18. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社カーギルジャパン、伊藤忠食糧株式会社、ダンデライオン・チョコレート・ジャパン株式会社が、ベネズエラあるいはエクアドルから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、2,4-D が一律基準を超えて検出されたとして、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社マリーがフランスから輸入した「チョコレート類」の行政検査で、指定外添加物（ケイ酸アルミニウムカリウム）使用により、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社若松商事が中国から輸入した「生鮮フウセイ」のモニタリング検査で、エンロフロキサシン 06.46ppm 検出による成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。尚、全量販売済とのこと。

* フセイ（*Pseudosciaena crocea*）は、スズキ目ニベ科の魚。

（作成：2017年3月2日）